

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年2月1日
学校法人新潟工科大学

本法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間

2. 計画内容

【目標1】 働きやすい職場環境の整備のため、職員が提案できる場を設ける

<対策>

- ・ 職員が現状を改善する提案や新たな取り組みを提案できる制度を導入し、働きやすい職場環境の整備に努める。

【目標2】 職員のキャリア形成のため、社外講師による研修を実施する

<対策>

- ・ 出産及び子育てを経験して働き続けるキャリアイメージの形成を支援する研修や能力向上のための勉強会を実施する。

【目標3】 ワーク・ライフ・バランスの推進を図る

<対策>

- ・ 男女共同参画推進の一環として、女性職員への研修機会の積極的な提供や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供を学内掲示等により行う。